

第4講 虐待行為と刑法の関係

虐待の種類とその定義（厚労省Webサイトより）

3. 虐待の種類とその定義

患者さんへの接し方次第では、「虐待」と疑われるものもあります。
障害者虐待防止法では、虐待の種類と定義が以下のように示されています。



身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること



性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること



心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



放棄・放置(ネグレクト)

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による上記に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること



経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

虐待行為の法的な位置づけ

- 医療や介護に関わる職員が患者さん・施設利用者に対して「虐待」することは倫理的にも、道義的にも許されない。
- しかし、それだけではなく、虐待行為によって患者さん・施設利用者が被った損害について賠償責任（民事責任）が発生する。
生命、ケガ、精神的・肉体的苦痛に対する損害
- 加えて、虐待行為は、刑法に定める「犯罪」に該当する場合もある（刑事責任）。

刑法とは：国家が犯罪と、それに対する刑罰を定めたもの

- 犯罪に該当する可能性のある行為は、警察・検察など捜査機関の「**捜査**」の対象となる。
- また、捜査の上犯罪が成立すると判断されると「**起訴**」され、刑事裁判となる。
- 刑事裁判を経て有罪判決を受ければ「**処罰**」される。
- 刑法には、それぞれの犯罪の内容と刑罰が定められている。

刑罰の種類と内容

死 刑：受刑者の生命を奪う刑

懲役刑：受刑者の自由を奪う自由刑の一つ（刑務所）

禁固刑：懲役と同様、自由を奪う刑罰（刑務作業が義務ではない）

拘 留：懲役刑、禁固刑と同様自由を奪う刑罰（1日以上30日未満のみ）

罰金刑：一定額の財産を徴収する財産刑の一つ

科 料：罰金と同様、一定額の財産を徴収する刑罰（1000円～1万円未満）

没 収：犯罪に関係ある物の所有権を国に移す刑罰

※執行猶予：刑の執行を一時猶予するもの（有罪判決の一種）

身体的虐待と刑法

殴る、蹴る、やけどを負わせるなどけがを負わせるような行為

- **暴行罪：刑法208条**

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

- **傷害罪：刑法204条**

人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- **傷害致死罪：刑法第205条**

身体を傷害し、その結果人を死亡させた者は、3年以上の有期懲役

- **殺人罪：刑法199条**

人を殺した者は、死刑又は無期もしくは5年以上の懲役

身体的虐待と刑法

医療上必要がないのに、人の身体をしばるなどして自由な行動を阻害したり（逮捕行為）、一定の場所から出られなくすること（監禁行為）は逮捕罪や監禁罪にあたる可能性がある

- **逮捕及び監禁罪：刑法220条**

人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役

性的虐待と刑法

本人が同意していない性的な行為やその強要をするなど

- **強制わいせつ罪：176条**

暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役

- **強制性交等罪：177条**

暴行又は脅迫を用いて性交、肛こう門性交又は口腔くう性交（以下「性交等」という。）をした者は、5年以上の有期懲役

- **準強制わいせつ及び準強制性交等：178条**

- 1 人が心神喪失や抵抗できないことに乗じて又はそのような状態にさせてわいせつな行為をした者は、176条と同じ
- 2 同様の状況下で性交等をした者は、177条と同じ

心理的虐待

心理的虐待：脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

- **脅迫罪：刑法222条**

生命、身体、自由、名誉、又は財産に対して害を加える旨を告げて脅迫した者は、2年以下の懲役または30万円以内の罰金

- **侮辱罪：刑法231条**

人を侮辱した者は、1年以下の懲役もしくは禁錮もしくは30万円以下の罰金又は拘留もしくは科料。

- **強要罪：刑法223条**

生命、身体、自由、名誉もしくは財産に対し害を加える旨を告げて脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行為を妨害した者は3年以下の懲役

放棄・放置（ネグレクト）

必要な医療・看護・介護を提供せず、身体的・精神的状態を悪化させること

- **傷害罪：刑法204条**

不作為により人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金

経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- **窃盗罪：刑法235条**

他人の財物を盗んだ者は10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- **業務上横領罪：刑法253条**

業務上預かっている他人の財物を横領した者は10年以下の懲役

日精協 精神科倫理綱領

- 私たちは、精神科医療を通じて社会の発展に尽くし、地域の精神保健の向上に努めます。
- 私たちは、すべての医療行為において基本的人権を尊重し、共感と尊敬の念をもって、適切な医療を提供することに努めます。
- 私たちは、患者さんの社会復帰を支援・促進し、その人らしい自立した質の高い生活を送ることができるように、地域の医療・保健・介護・福祉などの機関との連携に努めます。
- 私たちは、自らの人間性をみがき、医学的知識の習得や医療技術の向上に努めます。
- 私たちは、精神科病院が医学的良心に基づいた全人的医療を行う場であることを心に深く刻み、社会貢献に努めます。

平成25年2月